



## 5.2 指揮命令系統

### (1) 道路被災状況の収集・共有系統

- 本県及び隣接都県の道路の被災状況は、すべて、千葉県災害対策本部事務局に集約することになる。
- 災害対策事務局と災害対策班は相互に連携して作業にあたるものとする。
- 国道事務所は、直轄国道の被災状況を県土整備部災害対策事務局からの要請を受けて報告する。
- 東日本高速道路(株)及び首都高速道路(株)は、それぞれが管理する高速道路の被災状況を県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 現地災害対策班は、災害協定業者などによる巡視点検で把握した本県管理の道路の被災状況及びライフライン関係占有者からの情報、市町村からの情報をまとめて、県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 千葉県道路公社及び千葉市（道路管理者）は、それぞれが管理する道路の被災状況を県土整備部災害対策事務局に報告する。
- 県土整備部災害対策事務局は、各関係機関より報告された情報と、隣接都県から収集した被害状況を合わせて、千葉県災害対策本部事務局に報告する。併せて、集約した千葉県内の道路の被災状況を、国土交通省道路局及び関東地方整備局に報告する。

道路被災状況の把握・共有フロー

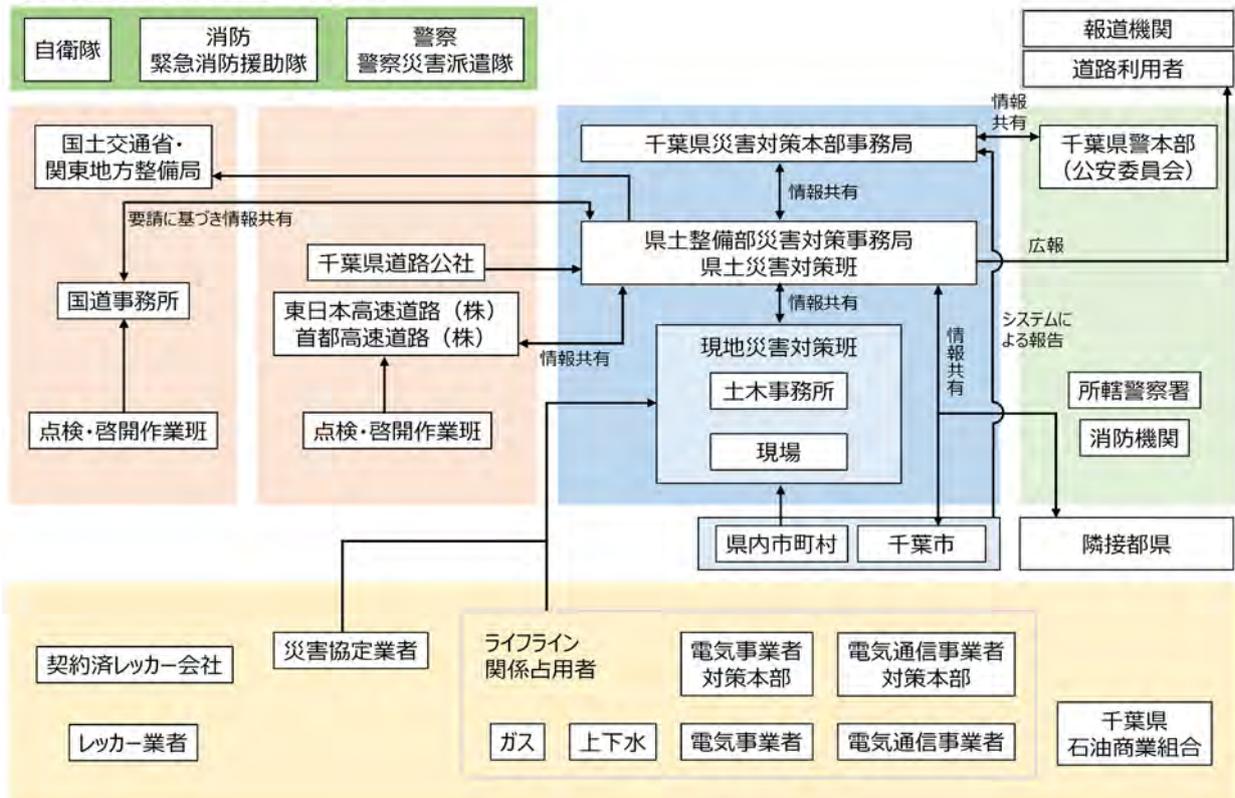


図 5.2 道路被災状況の把握・共有フロー



### (3) 放置車両の移動を含む道路啓開における指揮命令系統

- 県土整備部災害対策事務局は、県で啓開を担当する路線に対して「区間の指定」を行うとともに、指定した道路区間とその理由を原則として書面で千葉県警本部（県公安委員会）に通知する。
- 県土整備部災害対策事務局は、県で啓開を担当する路線の道路啓開を現地災害対策班（県土木事務所）に指示する。
- 指示を受けた現地災害対策班は、現場で作業を行う協定業者などを指揮して道路啓開を実施する。その際、放置車両の移動を行った場合はその旨を所轄警察署に報告する。
- 現地災害対策班は、啓開作業実施状況を県土整備部災害対策事務局に報告し、報告を受けた県土整備部災害対策事務局は、県災害対策本部事務局に報告する。

放置車両の移動を含む道路啓開における指揮命令系統

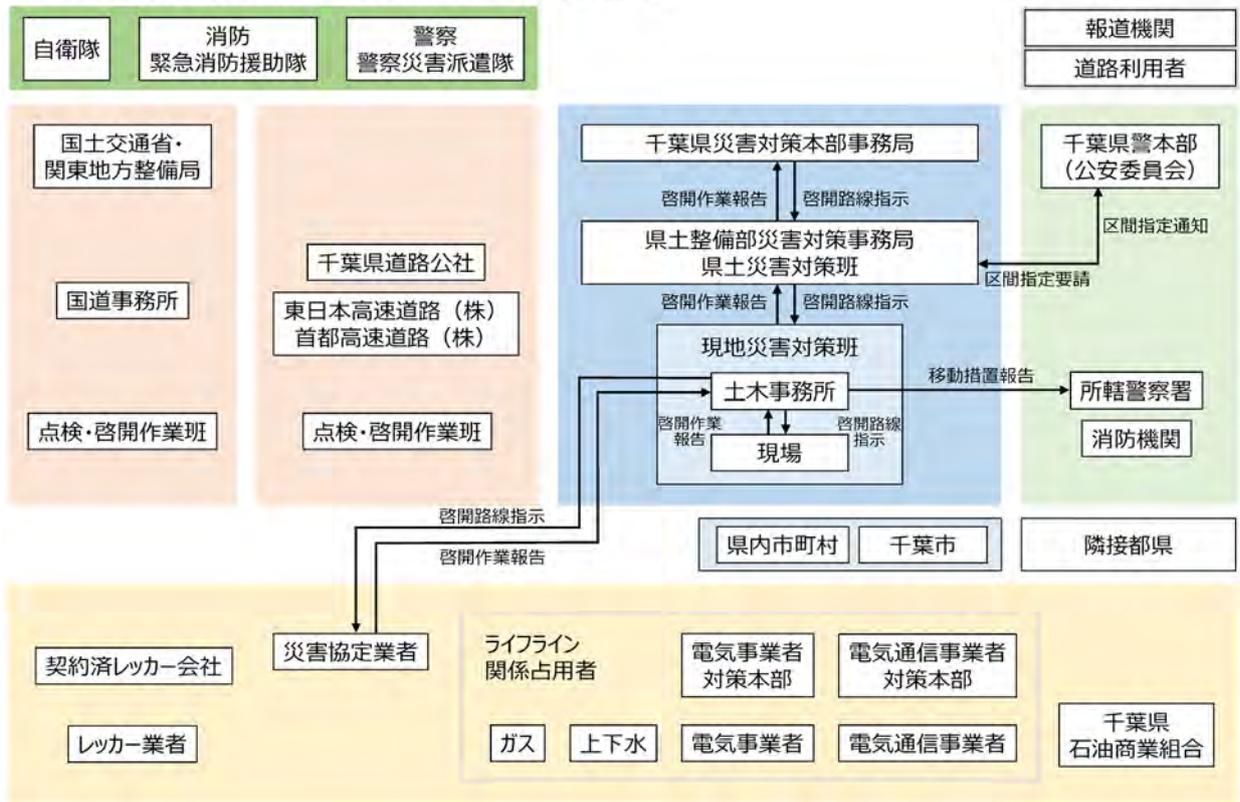


図 5.4 放置車両の移動を含む道路啓開における指揮命令系統

#### (4) レッカー車による放置車両移動のための指揮命令系統

- 道路啓開作業におけるレッカー車の要請は、県土整備部災害対策事務局に集約する。
- 集約したレッカー要請情報は東日本高速道路(株)と共有する。
- レッカー車は高速道路における道路啓開での使用を優先することとしているので、東日本高速道路(株)より契約済レッカー会社にレッカー派遣要請を行う。
- レッカー派遣要請を受けた契約済レッカー会社は、作業員を手配して現場に派遣する。
- 現場に派遣されたレッカー業者は、現場の道路管理者の指示を受けて放置車両移動を実施する。
- 高速道路でのレッカー作業が完了した後は、一般道路における放置車両移動への協力を千葉県レッカー事業協同組合に要請する。要請は、県土整備部災害対策事務局が窓口となって行う。
- 県土整備部災害対策事務局と東日本高速道路(株)との間で、契約済レッカー会社への要請窓口の引き継ぎ方法など、あらかじめ調整しておくものとする。

レッカー車による放置車両移動のための指揮命令系統

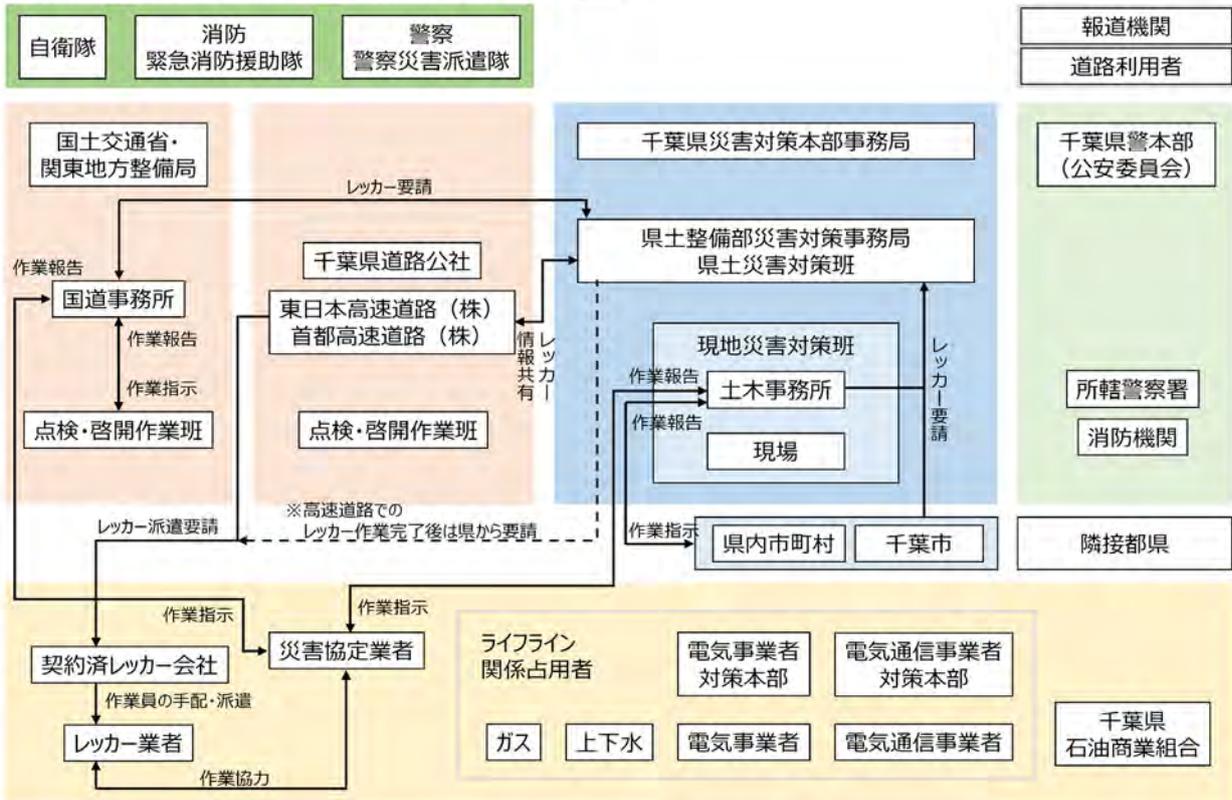


図 5.5 レッカー車による放置車両移動のための指揮命令系統

